

平成30年3月25日

学術研究活動不正行為等防止係決定

## 一般社団法人測位航法学会 不正防止計画

一般社団法人測位航法学会は、当法人における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等に関する規則(以下「不正防止規則」という。))に基づき、学術研究活動不正行為等防止係を設置した。学術研究活動不正防止係は、学会監事をはじめとする学会関係部署と連携し、学術研究成果の捏造、改ざん、盗用等の学術研究活動に係る不正行為並びに経費・研究費の不正使用(以下「研究不正」という。)の発生を防止するとともに、本学会の活動及び経費・研究費の運営・管理を適正に行うため、以下のとおり不正防止計画を策定・推進し、研究不正の防止に努める。

### 1. 研究者等の意識向上

(1) 研究者の行動規範及び不正防止規則に基づき、研究不正防止に係る啓発等を実施し、研究者及び学会組織の意識向上を図る。

(2) 適切な経費・研究費の管理・執行を行うため、関係規則等について、ホームページ等により学会員・職員等(非常勤職員を含む。)に周知徹底を図り、遵守に努め。

### 2. 管理運営体制の整備

(1) 相談窓口

学会内に設置した相談窓口である学術研究活動不正行為等防止係において、学会内外からの学術研究活動等に係る事務処理手続きの問合せに関して指導及び助言を行う。

## (2) 経費・研究費の管理

① 発注及び納品検収に係る権限と事務の範囲を明確にし、不正取引、不正行為等を防止する。

② 不正取引に関与した業者に対する処分方針を定め、教職員等及び関係業者等に周知徹底し、不正取引の抑止を図る。

## (3) 通報窓口

総務財務担当理事（公益通報等受付担当者）を学術研究不正に関する通報・相談窓口の受付担当者として定め、研究不正に係る学内外からの通報・相談に対応させることにより、学術研究不正の早期発見及び早期対応を図る。

## (4) モニタリング

学術研究活動不正防止係、総務財務担当理事および監事が相互に連携を図り、実効性のあるモニタリングを行う。

## 3. 研究不正の発生要因の把握

(1) 他の研究機関等で発生した研究不正に関する情報の収集を行い、不正発生要因の分析を行う。

(2) 内部監査結果の分析、アンケート調査等により、研究不正の発生要因になりう

る事象の洗い出しを行う。

#### 4. 当面の研究不正の防止対策

##### (1) 検収確認業務

物品等発注・納品検収体制を周知徹底し、厳格な検収確認を実施する。

##### (2) 確認書の徴取

一定の取引実績のある業者について、確認書を徴取する。

##### (3) アルバイト等の勤務管理

① 作業従事者(学生等)本人が、業務完了後、実施済報告書(出勤表)を担当部署に

持参し、事務担当者が業務内容について、作業従事者から直接確認する。

② 業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。

③ 必要に応じて勤務状況の事実確認を行う。

##### (4) 出張の管理

① 出張者は出張終了後、所属長に所定の様式により出張報告書を提出し、所属長

及び事務担当者が確認する。

② 必要に応じて出張の事実確認を行う。

##### (5) 内部監査

① 給与、謝金、物品購入費、旅費に関して重点実施し、不正抑止効果を図る。

② 研究不正の発生要因の把握及び対応等について、研究不正防止係、財務担当理事等

と緊密な連携を図る。

#### (6) 啓発

自らのどのような行為が不正にあたるのか又研究不正対策に関する方針及びルール等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書の提出を義務付ける。

#### 5 情報発信

本学会の研究不正防止に関する取り組みについて、本学会ウェブサイト等を通じて学内外に情報を発信する。